

基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

DVは人権侵害であるという正しい認識を定着させ、DV・性犯罪・性暴力・セクシュアルハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向けて、加害者にも被害者にもならないための啓発を推進します。また、複雑化する相談内容に適切に対応し、早期に支援を行うことができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、相談しやすい体制の充実を図ります。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

14 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防ぐ社会づくり

(33)性犯罪・性暴力等への対策の推進

82	通学路等見守り用カメラの設置や青色防犯パトロール等の活動により、ストーカー行為や性犯罪・性暴力等の未然防止を推進します。
83	雇用・教育分野におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策を推進します。
84	地域におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発に取り組みます。
85	インターネット等を利用した児童ポルノ、児童売買春への根絶に向けた対策とともに、子どもに対する性的な暴力の早期発見、相談の充実、こころのケア等を推進します。
86	犯罪防止に配慮した道路・公園等の施設の整備を図り、安全・安心のまちづくりの推進に努めます。
87	域とともに子どもの安全を守るため青少年の健全育成を阻害する有害環境の改善に努めます。

(34)女性に対する暴力を許さない社会づくり

88	暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施するほか、多様な広報媒体を通じて啓発に努めます。
89	暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進します。

(35)相談しやすい体制等の整備

90	女性や子ども等に対するあらゆる暴力に関しての相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努めます。
91	被害者と直接接する機会のある各種相談の担当者や窓口職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等関係機関への研修を充実します。また、多様化・複雑化する相談内容に対応するため、関係課や関係機関との情報共有、連携強化を図ります。
92	被害者支援を推進するために、警察をはじめ、大阪府や関係機関との連携体制を強化します。

15 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

(36)DV被害の防止と早期発見の仕組みづくり

93	市民をはじめ、医療関係者や相談を受ける人が、配偶者等からの暴力に対する正しい認識を持てるよう、啓発を充実します。
94	保健・医療機関、学校、幼稚園、保育所(園)、地域子育て支援センター、地域包括支援センター等と連携、協力しながらDVの早期発見に努めます。
95	地域における身近な発見者・支援者である民生委員・児童委員や人権擁護委員、コミュニティソーシャルワーカーとの連携を強化します。
96	配偶者等からの暴力について理解を深めるため、市職員・教職員等への研修を実施します。
97	中学生等を対象にしたワークショップの開催や、デートDV予防啓発冊子の配布等、デートDVに関する予防啓発を強化します。

(37)相談・連携体制の充実・強化

98	被害者に対応する相談員や市職員等がDVに対する理解を深め、適切に対応できるよう研修会等を実施し、二次被害の防止を図ります。
99	被害者が各機関で何度も同じことを話さなくて済むよう、情報共有を図ります。また、庁内においては「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を共有し、関係課の連携を強化します。
100	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するため、「茨木市DV防止ネットワーク連絡会」の機能を強化します。
101	各種相談窓口でDVが推測される相談に対して適切な対応ができるよう、相談員のスキルアップを目的とした研修を実施します。
102	配偶者暴力相談支援センターの機能の充実を図ります。
103	DV被害者を含む男性のための相談しやすい窓口を充実します。

(38)被害者の安全確保の徹底

104	保護命令申立て手続きに関する利用支援をします。
105	大阪府女性相談センターと連携して一時保護を適切に実施し、場所の秘匿を徹底します。
106	被害者等の個人情報の管理が適切にできる仕組みを整備します。
107	警察や大阪府女性相談センター、子ども家庭センター等関係機関との連携を強化します。
108	DV被害者等が自立し、地域社会において安全・安心に過ごせるよう、民間支援団体との連携・協力体制を強化します。

(39)生活基盤を整えるための支援	
109	専門的なこころのケアが必要な被害者に対して、安全で安心な生活ができるよう関係機関と連携して支援します。
110	安全で安心な環境で被害者同士が情報交換等を行うことができる居場所づくりを行います。
111	ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。
112	医療機関、警察、民間団体等の様々な機関が連携し、継続的な被害者支援を実施する仕組みをつくります。
(40)児童虐待を取り扱う機関との連携	
113	DVのある家庭の子どもへの支援について適切な情報提供を行います。また、関係機関と連携して適切な支援につなげます。
114	児童虐待やDVで被害を受けた子どもが保育所(園)・幼稚園・学校等で安全に過ごせるよう、DVや子どもに関する関係機関と連携し、情報の保護や支援体制の整備を推進します。
115	子どもに関する相談窓口の周知を図るとともに、こころのケアが必要な子どもが安心して生活できるよう、学校や関係機関と連携して支援を行います。

(具体的施策 33)性犯罪・性暴力等への対策の推進							
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
82	通学路等見守り用カメラの設置や青色防犯パトロール等の活動により、ストーカー行為や性犯罪・性暴力等の未然防止を推進します。	<p>小学校の通学路等を中心に設置した防犯カメラの適正な管理運用を行うとともに、カメラの犯罪抑止効果を高めるために告知板を設置している。令和6年度は防犯カメラの設置効果をより高めるため、新たに告知板を作成し基幹公園等に設置した。また、防犯協会に青色防犯パトロール車両等を貸与し、防犯活動の支援を行った。</p> <p>市民等を対象とした暴力防止啓発として従来の講座形式からワークショップ形式のクローズラインを開催した。 【実施日】令和6年7月12日から10月26日の間で8回 【参加者】77人 【展示期間】令和6年11月1日から25日まで 【カード枚数】249枚展示 ローズWAM館内において、DV防止に関するパネル展示、パープルライトアップを行った。</p>	<p>新たに告知板を作成し、基幹公園等に設置したことにより、防犯カメラの設置効果をより高めた。また小学校の通学路等を中心に設置した防犯カメラについては、地域の見守りだけでなく警察への犯罪捜査にも活用されており、市民が安全・安心を実感できる生活環境の確保に役立っている。青色防犯パトロールについては、市民の自主的な防犯活動を支援することで、犯罪意識の向上につながっている。</p> <p>より多くの人に関心を持ち参加していただくためにクローズラインを実施したところ多くの参加を得て、考えるきっかけとしていただけ。</p>	<p>防犯協会の会員が高齢化し、青色防犯パトロール活動の担い手が今後不足していくことが懸念される。</p> <p>当事者以外の方への理解の促進が必要であり、その方法や内容の検討を行う必要がある。</p>	<p>防犯カメラの適正な管理運用に努めるとともに、青色防犯パトロール等の市民の自主的な防犯活動を引き続き支援していく。</p> <p>今後も継続して実施する。</p>		危機管理課
83	雇用・教育分野におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策を推進します。	<p>女性のための相談(電話・面接等)の充実を図った。 【実施事業名】ローズWAM相談事業 【事業内容】①女性面接相談 ②女性電話相談 【相談件数】①357件②1,476件</p>	<p>相談件数は、昨年と比較して、電話相談・面接相談ともに減少した。</p>	<p>SNSでの相談ニーズが一定あるので、その実施方法について研究する必要がある。</p>	<p>今後も継続して実施する。</p>	121-138	人権・男女共生課
		<p>(1)市ホームページを活用し、パワーハラスメントやカスタマーハラスメントについて情報提供を行った。 (2)働きやすい職場づくり推進事業所認定制度を実施した。 【再掲 施策番号27】 (3)三島地域4市1町が各地域において、最近の労働問題や労働法制をわかりやすく解説する「働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー」を実施した。 【再掲 施策番号60】</p>	<p>市ホームページを活用し、府発行の「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」や、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」の情報を提供することができた。</p>	<p>今後も継続して関係課と連携し、多様な広報媒体を活用し、セクシュアルハラスメント防止に向けた情報提供を行っていく。 カスタマーハラスメント対策が企業に義務付けられたため、セミナー等の実施を通じて、啓発を行っていく。</p>	<p>継続</p>	27-60	商工労政課
		<p>各校に児童生徒、保護者の相談窓口をおき、周知した。</p>	<p>各校窓口を設置し、保護者向けのパンフレットを配布することでセクシュアルハラスメント等の防止対策ができた。</p>	<p>教職員の人権感覚を常に磨いていく必要がある。</p>	<p>未然防止や校内において研修を継続して実施する。</p>		
84	地域におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発に取り組みます。	<p>生涯学習出前講座で依頼のあった団体に対して、ハラスメント研修を行った。</p>	<p>出前講座のため、講師である職員が団体が用意した会場に行けばよいので、団体にとっても受講しやすいものとなっている。</p>		<p>継続</p>	63	人権・男女共生課

85	インターネット等を利用した児童ポルノ、児童売買春への根絶に向けた対策とともに、子どもに対する性的な暴力の早期発見、相談の充実、こころのケア等を推進します。	性的虐待については、関係機関と連携し、児童虐待対応マニュアル等に基づいて早期発見に向けた取組みを進めた。	児童虐待対応マニュアルについては適宜改訂し、関係機関にはマニュアルに基づく対応を依頼し、児童虐待の早期発見・対応に取り組む。	引き続き、関係機関に丁寧な対応を依頼していく。	継続実施		子育て支援課
		スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、未然防止に向けてケース会議を行った。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、ケース会議等で早期発見に向けて情報交換ができた。	未然防止教育と教職員の研修の充実	引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携してこころのケアを図る。		学校教育推進課
86	暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施するほか、多様な広報媒体を通じて啓発に努めます。	街路灯(LED灯)を62基新設した。また、既設街路灯(蛍光灯等)を17基更新(LED灯)し、LED化率は99%となった。	要望箇所に街路灯が増設されるとともに、市管理街路灯のLED化が進んだ。	LED化を促進し、ほぼ完了している状況であるが、短期間で事業を行ってきたため、灯具更新時期が一時期に集中する可能性がある。	引き続き、防犯上必要な街路灯の新設や、灯具更新を進める。		建設管理課
		犯罪防止に配慮した道路施設の普及を図り、安全・安心なまちづくりの推進に努めた。 〔実施事業名〕 交通安全施設整備事業	道路施設整備にあたり、防護柵や植栽等による適切な歩車分離や、見通しを妨げない工作物の配置による視認性の確保に努めた。	適切な維持管理・見通しを妨げない工作物の設置に向けた予算の確保に努める。	引き続き、順次取り組む。		道路課
		安全・安心なまちづくりの推進に努め、事業課及び設計会社等への提案・助言の働きかけを行った。	犯罪防止に配慮した公共施設の普及を図った。	安全・安心なまちづくりの推進に努める。	継続して実施する。		建築課
	公園施設等が犯罪行為の温床とならないように、定期的な樹木の剪定を実施して見通しを確保するなど、施設の適切な維持管理に努めた。 ※倒木等の恐れのある樹木の撤去等(実績額) 第1～17工区公園等管理業務委託 567,483,400円	公園内にある樹木については、自然的な樹形を基本にしつつ見通しの確保も考慮しながら維持管理に努めた。引き続き、公園利用者が安全・安心に過ごせるよう、公園樹木の適正な維持管理に向けた、予算の確保に努め、管理手法の整理を進める必要がある。	公園利用者が安全・安心に過ごせるよう、公園樹木の適正な維持管理に向けた、予算の確保に努め、管理手法の整理を進める必要がある。	引き続き施設の適切な維持管理に努める。		公園緑地課	
87	暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進します。	生涯学習出前講座で依頼のあった小学校に対して、インターネットについて授業を行った。 〔依頼数〕4団体 〔参加人数〕292人	インターネットやSNS等の安全な利用について、学ぶ機会を提供することができた。	例年、同じ学校からの依頼のため、これまで依頼の無い学校での認識等が把握できていない。	継続		人権・男女共生課
		青少年指導員等による巡回街頭指導を実施した。 ・巡回街頭指導 〔実施回数〕3回 〔参加者〕69人	夏祭り等における巡回街頭指導により、地域の大人による青少年の見守りを行うことができた。	コロナ禍で活動が滞っていたため、今後の活動が途切れないように留意が必要。	団体と連携・協力し、今後も継続して実施する。		社会教育振興課

(具体的施策 34)女性に対する暴力を許さない社会づくり							
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
88	暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施するほか、多様な広報媒体を通じて啓発に努めます。	(1)市民等を対象とした暴力防止啓発として従来の講座形式からワークショップ形式のクロスラインを開催した。 (2)ローズWAM館内において、DV防止に関するパネル展示、パープルライトアップを行った。	より多くの人に関心を持ち参加していただくためにクロスラインを実施したところ多くの参加を得て、考えるきっかけとさせていただいた。	当事者以外の方への理解の促進が必要であり、その方法や内容の検討を行う必要がある。	今後も継続して実施する。	93	人権・男女共生課
89	暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進します。	デートDV予防啓発を進めるため、中学生等を対象にワークショップを市民グループと連携して開催した。 〔出前講座実施対象〕中学校3件、高等学校1件 〔ワークショップ参加者〕計566人	令和6年度は4件の依頼があり、中学生・高校生にデートDVについて啓発することができた。	今後もより多くの学校等で効果的な啓発ができるよう、時代のニーズに対応した内容の手法を検討する必要がある。	継続	97	人権・男女共生課
		保育所(園)・幼稚園・認定こども園においては、遊びを中心とした生活の中で、試行錯誤できる場面や様々な体験ができる機会等を設定し、問題解決能力を身につける保育や教育の推進を図った。	公立保育所(園)・公立幼稚園・公立認定こども園において、一人ひとりに応じた総合的な指導を行いながら、様々な活動や体験を通して「考える力」が身につくような保育・教育に努めた。	コミュニケーションをとることが苦手なことなども増えてきているので、個別の声かけが必要になってきていて、個別に関わることも多くの場面で出てきたときに、保育士、教諭の加配が必要になってくるのではないかとと思われる。	継続	保育幼稚園総務課	
		巡回者による学童保育室の現場確認や指導員からの相談に応じるなど、暴力によらない問題解決能力を身につけるよう相談支援等を行った。	児童の発達段階に応じて、暴力によらない問題解決能力を高めるために研修を行うとともに、巡回者による巡回支援を拡充する必要がある。	暴力によらない問題解決能力を高めるために、継続的に研修を実施し指導員個々の対応力を高める必要がある。	研修等を充実させながら継続する。	学童保育課	
		全小学校で「暴力から身を守るワーク」を実施した。	「暴力から身を守るワーク」を実施することで、暴力によらない問題解決能力を身につけることができた。	取組みと日常が結びつきにくい子どもへの丁寧な取組みが必要である。	暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進する。	学校教育推進課	

(具体的施策 35)相談しやすい体制等の整備							
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
90	女性や子ども等に対するあらゆる暴力に関しての相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努めます。	弁護士による無料相談等を実施するとともに、広報誌やホームページで相談窓口の周知を行った。 また、毎年市民生活相談課にて作成している相談窓口一覧「どこに聞くBOOK」を市ホームページやいばライブに掲載し、相談窓口の周知を行った。	広報誌やホームページ等で各種相談窓口や無料相談窓口を広く周知した。なお、弁護士による法律相談は2,016人の利用があった。	市民が抱える問題解決の一助となっていることから、引き続き実施し、周知に努める必要がある。	継続		市民生活相談課
		配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。 〔実施事業名〕DV相談事業 〔事業内容〕①来所相談 ②電話相談 〔相談件数〕①526件 ②491件	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応した。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。	92・94・95・104・108・109・113	人権・男女共生課
91	被害者と直接接する機会のある各種相談の担当者や窓口職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等関係機関への研修を充実します。また、多様化・複雑化する相談内容に対応するため、関係課や関係機関との情報共有、連携強化を図ります。	市民、相談員等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。	暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっている。	より連携を強化できるようなカリキュラムを考える必要がある。	継続	95	人権・男女共生課
		新任民生委員に対し相談支援のポイントや人権意識への関心を盛り込んだ研修を開催した。 〔開催〕令和6年4月1日、6月1日、8月1日、令和7年2月1日 〔参加者〕新任民生委員 計8人	民生委員・児童委員の相談支援に関するスキルアップと人権意識に対する見識が深まった。	民生委員のなりて不足が深刻化するなか、民生委員の負担軽減の観点と、見識を深めるための研修の開催のバランスを調整していく必要がある。	継続して実施する。	地域福祉課	
		大阪府主催のDV被害者の地域支援者養成講座に参加した。 〔実施内容〕児童虐待防止協会主催(スキルアップ研修) 〔実施回数〕7回	多くの児童虐待の背後にはDVが存在することから、研修を通じて、児童虐待とDVの関連性について学ぶことができた。児童虐待及びDVは困難な問題であるため、今後も研修を受講し研鑽に努める。	児童の面前でのDVが増えていることから、DV防止対策の理解を深める必要がある。	継続実施	子育て支援課	
92	被害者支援を推進するために、警察をはじめ大阪府や関係機関と	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	継続	90	人権・男女共生課	

<p>ア</p>	<p>宗とはしつ、人取財、民間団体の連携体制を強化します。</p>	<p>国の交付金を活用し、SNS相談等を行う民間団体の先進的な活動を支援した。</p>	<p>民間団体と連携しSNS相談を実施することにより、相談につながりづらい若年層が相談しやすい体制の整備が図られた。</p>	<p>引き続き、民間団体と連携し、若年層が相談しやすい体制の整備に努める必要がある。</p>	<p>継続</p>	<p>人権・男女共生課</p>
----------	-----------------------------------	---	--	--	-----------	-----------------

(具体的施策 36)DV被害の防止と早期発見の仕組みづくり							
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
93	市民をはじめ、医療関係者や相談を受ける人が、配偶者等からの暴力に対する正しい認識を持てるよう、啓発を充実します。	市民等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。	暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっている。	関係機関と、より連携を強化できるようなカリキュラムを考える必要がある。	今後も継続して実施する。	88	人権・男女共生課
94	保健・医療機関、学校、幼稚園、保育所(園)、地域子育て支援センター、地域包括支援センター等と連携、協力しながらDVの早期発見に努めます。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応することができた。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。	90	人権・男女共生課
95	地域における身近な発見者・支援者である民生委員・児童委員や人権擁護委員、コミュニティソーシャルワーカーとの連携を強化します。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	複雑化する相談に対応するため、さらなる連携強化が求められる。	継続	90	人権・男女共生課
		DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した	連絡会では、改めて市の相談体制や支援業務の内容について、関係各課と共有することができた。		継続	95・98・100・101・112	人権・男女共生課
		市民、相談員等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。	暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっている。		継続	91	人権・男女共生課
		DVの早期発見や防止のため、民生委員・児童委員や2～3小学校区ごとに配置したCSWと連携が強化できるよう努めた。	民生委員・児童委員やCSW等の連携が強化されることで、支援につながりやすくなった。	引き続き連携強化に努める。	継続して実施する。	地域福祉課	
96	配偶者等からの暴力について理解を深めるため、市職員・教職員等への研修を実施します。	子育て支援課主催のスーパーバイズ研修において、子育て支援課職員や、要保護児童対策地域協議会実務者向けに研修を行った。 〔開催日〕令和6年11月25日、12月5日 〔開催回数〕2回	DV防止ネットワーク連絡会研修会の開催はなかったが、要保護児童対策地域協議会で研修を実施し、配偶者からの暴力についての理解促進に努めることができた。	DV防止ネットワーク連絡会研修会については実施方法や内容等を検討しながら開催していく。	継続	102・107・112	人権・男女共生課
		関係機関からの研修機会等の情報を教職員等に情報提供した。	関係機関からの研修機会等の情報を教職員等に提供することができた。	教職員の積極的な参加	関係機関からの研修機会等の情報を教職員等に情報提供するとともに研修の参加を促す。	学校教育推進課	

97	中学生等を対象にしたワークショップの開催や、デートDV予防啓発冊子の配布等、デートDVに関する予防啓発を強化します。	若年層への効果的なデートDV啓発を行うため、デートDV予防に関する啓発冊子を作成した。	昨今のデートDVの状況などを踏まえて、SNS等の内容など、時代の内容にあった啓発冊子を作成することができた。 冊子作成には大学に協力いただき、大学生・中学生の意見や、大学・中学校教職員といった多くの意見を盛り込んだ冊子となった。	より多くの人に啓発冊子を活用してもらう必要がある。	啓発冊子の効果的な活用方法を検討するなど、引き続き、デートDV予防の啓発活動に取り組む。			人権・男女共生課
		デートDV予防啓発を進めるため、中学生等を対象にワークショップを市民グループと連携して開催した。	令和6年度は4件の依頼があり、中学生・高校生にデートDVについて啓発することができた。	今後より多くの学校等で効果的な啓発ができるよう、時代のニーズに対応した内容の手法を検討の必要がある。	継続	89	人権・男女共生課	
		デートDV予防啓発冊子を、市内中学校等に配布し、予防啓発に努めた。	デートDV予防啓発冊子を、市内中学校等に配布し、予防啓発に努めることができた。	学校によって活用の仕方に違いがある。	デートDV予防啓発冊子を、市内中学校等に配布し、予防啓発に努める。			学校教育推進課

(具体的施策 37)相談・連携体制の充実・強化

	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
98	被害者に対応する相談員や市職員等がDVに対する理解を深め、適切に対応できるよう研修会等を実施し、二次被害の防止を図ります。	DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。	連絡会では、市の相談体制や支援業務の内容について、改めて関係各課と共有することができた。 また、連絡会において、DV被害者を保護する構成団体から被害者のおかれている状況の説明を行うことで、関係団体の理解促進を図ることができた。	相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。	継続	95	人権・男女共生課
99	被害者が各機関で何度も同じことを話さなくて済むよう、情報共有を図ります。また、庁内においては「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を共有し、関係課の連携を強化します。	市役所庁内におけるDV被害者対応について記載した「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を改訂し、情報提供に努めた。	各機関の最新のDV被害者支援情報をマニュアルにまとめ、改めて、DV被害者支援の庁内共有を図ることができた。	庁内においてDV被害者に関する対応を幅広く共有することが重要であり、情報の定着を図るため、継続的な情報提供が必要である。	継続		人権・男女共生課
100	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するため、「茨木市DV防止ネットワーク連絡会」の機能を強化します。	DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。	連絡会では、市の相談体制や支援業務の内容について、改めて関係各課と共有することができた。 また、連絡会において、DV被害者を保護する構成団体から被害者のおかれている状況の説明を行うことで、関係団体の理解促進を図ることができた。	相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。	継続	95	人権・男女共生課
101	各種相談窓口でDVが推測される相談に対して適切な対応ができるよう、相談員のスキルアップを目的とした研修を実施します。	DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。	連絡会では、市の相談体制や支援業務の内容について、改めて関係各課と共有することができた。 また、連絡会において、DV被害者を保護する構成団体から被害者のおかれている状況の説明を行うことで、関係団体の理解促進を図ることができた。	相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。	継続	95	人権・男女共生課
102	配偶者暴力相談支援センターの機能の充実を図ります。	(1)大阪府配偶者暴力相談支援センター代表者会議での連携を図った。 【実施日】令和6年5月16日 (2)大阪府配偶者暴力相談支援センター実務者会議での連携を図った。 【実施日】令和6年8月1日 (3)相談員を対象としたスーパービジョン研修を実施した。 【実施日】令和6年6月21日、8月29日、9月13日、11月15日、令和7年3月21日 (4)子育て支援課主催のスーパーバイズ研修において、子育て支援課職員や、要保護児童対策地域協議会実務者向けに研修を行った。【再掲 施策番号96】	大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。 DV防止ネットワーク連絡会研修会の開催はなかったが、要保護児童対策地域協議会で研修をすることができた。	DV被害の防止に取り組む自治体が一同に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続して参加する。	今後も継続して実施する。	96・106・107・112	人権・男女共生課
103	DV被害者を含む男性のための相談しやすい窓口を充実します。	男性のための電話相談を実施した。	相談件数は、昨年と比較して減少しているものの、今後も引き続き、相談できる場所の存在意義を再確認しながら、継続して実施していく。	悩みを相談する男性がまだまだ少ないと思われる。	今後も継続して実施する。	28・138	人権・男女共生課

(具体的施策 38)被害者の安全確保の徹底							
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
104	保護命令申立て手続きに関する利用支援をします。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。【保護命令申立て手続き件数】1件	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応した。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。	90・92・94・95・108・109・113	人権・男女共生課
105	大阪府女性相談センターと連携して一時保護を適切に実施し、場所の秘密を徹底します。	配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談を通して、大阪府女性相談センターと連携し、一時保護を行った。【一時保護件数】7件	令和6年度から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことによる影響もあり、令和6年度は保護件数が増加したが、被害者の安全確保と支援のため、適切に一時保護を行うことができた。	要保護者の状況が多様多様なため、個々の実情に合う民間シェルター等との連携が必要である。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
106	被害者等の個人情報の管理が適切にできる仕組みを整備します。	(1)大阪府配偶者暴力相談支援センター連絡会議での連携を図った。【再掲 施策番号102】 (2)大阪府DV相談担当者ブロック別連絡会での連携を図った。	大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。		継続	102	人権・男女共生課
107	警察や大阪府女性相談センター、子ども家庭センター等関係機関との連携を強化します。	(1)大阪府配偶者暴力相談支援センター代表者会議での連携を図った。【再掲 施策番号102】 (2)大阪府配偶者暴力相談支援センター実務者会議での連携を図った。【再掲 施策番号102】 (3)子育て支援課主催のスーパーバイズ研修において、子育て支援課職員や、要保護児童対策地域協議会実務者向けに研修を行った。【再掲 施策番号96】	大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。 DV防止ネットワーク連絡会研修会の開催はなかったが、要保護児童対策地域協議会で研修をすることができた。	DV被害の防止に取り組む自治体と一緒に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続して参加する。	今後も継続して実施する。	96・102・112	人権・男女共生課
108	DV被害者等が自立し、地域社会において安全・安心に過ごせるよう、民間支援団体との連携・協力体制を強化します。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応した。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。	90	人権・男女共生課

(具体的施策 39)生活基盤を整えるための支援							
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
109	専門的なこころのケアが必要な被害者に対して、安全で安心な生活ができるよう関係機関と連携して支援します。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応した。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。	90	人権・男女共生課
110	安全で安心な環境で被害者同士が情報交換等を行うことができる居場所づくりを行います。	被害者の方の回復を支援するための講座を開催した。 【実施事業名】こころのケア講座 【開催日】令和6年6月14日 令和6年8月9日 令和6年10月11日 令和6年12月13日 令和7年1月10日 令和7年3月14日 【参加人数】延べ14人	少人数で実施しており、満足度が高い講座となっている。必要の人に必要情報が届けられた。	受講者同士で話し合う機会がほしいという意見がある一方で、プライバシーへの配慮も必要。	今後も継続して実施する。		人権・男女共生課
111	ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。	就労に関する相談を実施した。 【実施事業名】女性のはたらき方相談 【相談件数】21件	毎年、一定の相談件数があることから、今後も継続して実施する。	関係機関と、より連携が行えるようなカリキュラムを考える必要がある。	今後も継続して実施する。	124	人権・男女共生課
		仕事なんでも相談を実施した。	仕事なんでも相談が、就労支援の一助となった。	今後も継続してハローワーク等関係機関と連携し、仕事なんでも相談を実施し、就労支援を行っていく。	継続	62	商工労政課
112	医療機関、警察、民間団体等の様々な機関が連携し、継続的な被害者支援を実施する仕組みをつくりたい。	(1)大阪府配偶者暴力相談支援センター代表者会議での連携を図った。【再掲 施策番号102】 (2)大阪府配偶者暴力相談支援センター実務者会議での連携を図った。【再掲 施策番号102】 (3)子育て支援課主催のスーパーバイズ研修において、子育て支援課職員や、要保護児童対策地域協議会実務者向けに研修を行った。【再掲 施策番号96】	大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。 DV防止ネットワーク連絡会研修会の開催はなかったが、要保護児童対策地域協議会で研修をすることができた。	DV被害の防止に取り組む自治体と一緒に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続して参加する。	今後も継続して実施する。	96・102	人権・男女共生課

(具体的施策 40)児童虐待を取り扱う機関との連携							
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
113	DVのある家庭の子どもへの支援について適切な情報提供を行います。また、関係機関と連携して適切な支援につなげます。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。	複雑化する相談に対し、関係機関と連携して対応した。	今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。	今後も継続して実施する。	90	人権・男女共生課
		DVや子どもに関する関係機関と連携し、保健師地区活動等において、適切な支援に努めた。 〔実施事業名および実績〕 訪問指導 6,092件 DV 8件 面接指導 5,122件 DV 19件 電話指導 5,144件 DV 36件	実施件数全体におけるDVの項目の割合は約0.4%であった。関係機関と連携し、引き続き適切な支援に努めたい。		継続実施		子育て支援課
		企業広告付き茨木市子育てハンドブックを発行、配布した。 〔冊子〕茨木市子育てハンドブック 〔発行・配布部数〕14,200部	妊娠届出時での妊婦やこんには赤ちゃん事業を通して新生児のほとんどに冊子を配布することができ、市の子育て支援サービス情報について提供できている。	引き続き、冊子を配布し、子育て支援サービス情報を提供する。	継続実施		子育て支援課
		実務者を中心にDVや子どもに関する関係機関との連携を図った。	関係機関との連携を強化したことで、スムーズに情報共有することができた。	こどもの様子や体、顔などの変化に気づいていける保育環境を整え、保護者との関係を築いていくことが大きな課題となってきた。	継続		保育幼稚園総務課
		子ども家庭センターや子育て支援センターなどのDVや子どもに関する関係機関についての情報提供を行った。	子ども家庭センターや子育て支援センターなどのDVや子どもに関する関係機関についての情報提供を行うことができた。	全教職員の正しい知識と現状の理解	DVや子どもに関する関係機関についての情報提供を行う。	114	学校教育推進課
114	児童虐待やDVで被害を受けた子どもが保育所(園)・幼稚園・学校等で安全に過ごせるよう、DVや子どもに関する関係機関と連携し、情報の保護や支援体制の整備を推進します。	関係各課及び関係機関とのケース会議を行い、支援体制の整備を図った。また、実務者を中心にDVや子どもに関する関係機関との連携を強化した。	関係各課及び関係機関とのケース会議を行い、支援体制の整備の推進を図り、実務者を中心にDVや子どもに関する関係機関との連携を強化したことで、関係案件に対して、スムーズに対応することができた。	連携機関とはいろんな話が進んでいくが、保護者との関係を作っていくのが今後の課題となる。	継続		保育幼稚園総務課
		子ども家庭センターや子育て支援センターなどのDVや子どもに関する関係機関と連携し、情報の保護や適切な対応を行った。	子ども家庭センターや子育て支援センターなどDVや子どもに関する関係機関と連携し、情報の保護や適切な対応を行うことができた。	全教職員の正しい知識と現状の理解	DVや子どもに関する関係機関についての情報提供を行う。	113	学校教育推進課
115	子どもに関する相談窓口の周知を図るとともに、こころのケアが必要な子どもが安心して生活できるよう、学校や関係機関と連携して支援を行います。	子育て相談の充実および周知を図るとともに、地域における安心・安全に子育てできる環境を提供した。	育児に対する不安感または負担感を抱く保護者からの、子育てや発達などに関する電話・メール・面接等による相談を実施した。	次年度も相談者の思いに寄り添い、話を聴き、対応と一緒に考え、必要に応じて継続面接や訪問を実施していく。	継続実施	81	子育て支援課
		「いじめ」ホット電話相談カードを市立小中学校の全児童生徒に配布したり、電話教育相談については、広報誌等で周知した。また、保護者に寄り添った相談を行い、必要に応じて学校や関係機関と連携を図り支援を行った。 ①「いじめ」電話相談 32件 ② 電話教育相談 119件	子育てや不登校に関する内容の相談が多かった。そのような困り感のある保護者や子ども一人ひとりに寄り添う支援を行うことができたことに加え、学校も「いじめ」に対して、早期発見早期対応できていると考える。	相談者のニーズにタイムリーに対応するため、相談体制の充実を図っていく必要があること。	今後も保護者や子どもに寄り添う相談支援を行っていく。		教育センター